

愛知県生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第2項に規定される生活困窮者自立相談支援事業（以下「本事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、管内町村を含む関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(相談支援員等の配置)

第4条 自立相談支援機関には、以下の相談支援員等を配置することを基本とする。相談支援員等は、原則として、厚生労働省や県が実施する養成研修を受講することとする。

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりとする。

(1) 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

(2) 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながら

プランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

また、生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

(3) 住まい相談支援員

相談支援員の役割のうち、特に住まいに課題を抱える生活困窮者へのアセスメントやプランの作成、住宅関係機関（大家・不動産仲介業者・居住支援法人等）や福祉関係機関（福祉事務所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）からの相談対応、物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等を行う。

(4) アウトリーチ支援員

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援を行う。

(包括的かつ継続的な相談支援)

第5条 生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の各号のとおり実施する。

なお、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下、「両事業」という。）を一体的に実施するものとされていることから、県福祉相談センターは、以下のいずれかの方法により、両事業の一体実施を行う。

・相談時の連携

自立相談支援機関による相談時に、両事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施する体制を確保する方法。

・自立支援計画の策定時における連携

自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、両事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討する体制を確保する方法。

・支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす

・支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する

・両事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う

・その他、県福祉相談センターが指定する連携方法

(1) 包括的な相談支援

ア 生活困窮者の把握・相談受付

- ① 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者など、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行うなど丁寧

な支援を実施する。

- ② 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。
- ③ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。
- ④ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。その際、継続的な支援が行われるよう、福祉事務所との円滑な引き継ぎが行われるよう留意する。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

イ アセスメント・プラン策定

- ① スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。
なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。
- ② プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。
- ③ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（ク）までに掲げる法に基づく支援、（ケ）から（サ）までに掲げる他の公的事业又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。
 - （ア）住居確保給付金の支給
 - （イ）就労準備支援事業
 - （ウ）一時生活支援事業（法第3条第6項第1号に規定する事業）
 - （エ）地域居住支援事業（法第3条第6項第2号に規定する事業）
 - （オ）家計改善支援事業
 - （カ）認定就労訓練事業
 - （キ）子どもの学習・生活支援事業
 - （ク）（ア）から（キ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ケ) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

(コ) 生活福祉資金貸付事業

(サ) 上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

- ④ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。
- ⑤ 県福祉相談センターは、支援調整会議（次条「支援調整会議」参照）において、③の（イ）、（エ）、（オ）及び（カ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（第10条「支援決定」参照）を、③の（ア）、（ウ）、（カ）、（キ）、（コ）又は（サ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）については、「住居確保給付金申請書」において、別途支給決定を行う）。なお、県福祉相談センター以外の自立相談支援機関にあつては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを県福祉相談センターに報告する。
- ⑥ ③の（ケ）の事業につなぐ場合については、県福祉相談センターがプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。
- ⑦ 自立相談支援機関は、県福祉相談センターの支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

ウ 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

- ① プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
- ② 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。
- ③ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。
 - （ア）目標の達成状況
 - （イ）現在の状況と残された課題
 - （ウ）プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等
- ④ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくこと。
- ⑤ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

(2) 住まいの相談支援

ア 住まいを中心とした相談支援

住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談者のみならず世帯全体が抱える課題を把握する。

イ アセスメント、プランの策定及びフォローアップ

- ① アにより把握した課題の解決を図るため、相談者の置かれている状況 や本人の希望をアセスメントした上で、支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、入居前から入居中、退居時に至るまで、各種制度や地域の取組、資源を活用した切れ目のない支援

を提供するため、支援関係機関の役割分担や、支援の目標、方向性、支援の内容等を記載したプランを策定する。

- ② プランの内容には、次の（ア）から（カ）までに掲げる生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく支援や、（キ）及び（ク）に掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）住居確保給付金の支給

（イ）就労準備支援事業

（ウ）一時生活支援事業（法第3条第6項第1号に規定する事業）

（エ）地域居住支援事業（法第3条第6項第2号に規定する事業）

（オ）家計改善支援事業

（カ）（ア）から（オ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（キ）生活福祉資金貸付事業

（ク）上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルな支援

なお、相談内容から、生活困窮者自立支援制度以外の他制度や他の支援機関での対応が適当であると判断される場合は、当該他の支援機関等への情報提供やつなぎを確実に行うものとする。

- ③ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握すること。

ウ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓

地域における居住支援ニーズを把握するとともに、個々のニーズに対応する地域資源が不足していることを把握した場合には、地域課題として位置付け、居住支援協議会等と連携しながら、地域資源の開発（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）に向けた取組を検討する。

（取組例）

- ・生活困窮者等の入居に積極的な大家や不動産事業者の開拓及びネットワークの構築
- ・セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅のリスト化

エ 地域の関係者に対する支援

住まいに関する支援が地域において円滑に行われるよう、必要に応じて、地域の関係者に対し、個別事例等に関する助言、各種制度、施策の情報提供等を行うものとする。

（3）アウトリーチ支援

ひきこもり地域支援センターやサポステ等の自立相談支援機関と関係する他の機関とのネットワークを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施するために実施する。

具体的には、次の支援等を行う。

ア 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保

イ つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

(支援調整会議)

第6条 支援調整会議は以下の手順で開催する。

(1) 目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、次のアからエを主な目的として開催するものである。

ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、行政及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断すること。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承すること。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化すること。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討すること。

エ 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討すること。

(2) 開催方法

会議の開催方法については、自立相談支援機関において、相談者数や社会資源の状況など、町村地域の実情に応じ別に定めるものとする。

なお、プランに就労準備支援事業等が含まれる場合は、県福祉相談センター担当者が支援調整会議に出席することを基本とすること。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行うこと。

(支援決定)

第7条 県福祉相談センターは、プランに盛り込まれた各種支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

2 県福祉相談センターによる支援決定は、以下の手順により行うものとする。

(1) 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを所管の県福祉相談センターに提出する。

(2) 県福祉相談センターはプランに盛り込まれた事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

(3) プランに盛り込まれた事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行うこと。

3 前項(2)において、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、県福祉相談センターはその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。

4 前項の報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて県福祉相談センターに提出する。

(生活困窮者支援を通じた地域づくり)

第8条 生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うことができるよう、支援会議も含めて自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

(住居確保給付金の手続き)

第9条 住居確保給付金に係る受付・相談や受給中の面接業務等（県福祉相談センターが行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

(事業実施に係る留意事項)

第10条 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）などの関連通知を参照するとともに、以下の各号に留意するものとする。

(1) 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。

(2) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(3) 福祉事務所との連携

福祉事務所の生活保護ケース診断会議等において、自立相談支援機関による支援が適当と判断されたケースについては、福祉事務所のケースワーカーと十分に連携を図り、効果的な支援を実施すること。

(4) 県福祉相談センター及び自立相談支援機関間の連携

本事業の相談支援業務の実務において、県福祉相談センター及び自立相談支援機関間での情報を共有する等連携し、県内町村間の相談支援方法の均等を図ること。

(5) 町村との連携

「福祉事務所未設置町村による相談事業（以下、「当該事業」という。）」を実施する町村に対しては、あらかじめそれぞれの役割分担や連携方法を調整すること。

ただし、町村が、当該事業を実施した場合であっても、自立相談支援事業の実施主体は引き続き県であることから、県には当該事業を行う福祉事務所未設置町村に対しても適切な事業実施を行うことが求められること。

また、当該事業は県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のよう

になることを想定しているものではなく、県の果たすべき役割を減じるものではないことから、役割分担や連携方法は適切に調整すること。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業を行うにあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年10月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年2月27日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日に施行し、令和8年4月1日から適用する。